

水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議 設置要綱

平成28年1月15日決定
平成28年4月14日一部改定

1 設置等

平成25年10月の外交会議において採択され、我が国も署名した「水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）」の締結に向けては平成27年通常国会において、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号。以下「法」という。）」等の条約の国内実施法が成立し、また条約の締結が承認された。またその後、関係政省令等が整備された。今後は、国内実施法や条約の締結後における条約締約国会議の決定事項の円滑な実施に向けて関係府省庁の連携が必要となるだけでなく、法第3条に基づく「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（以下「計画」という。）」の策定主体である主務大臣間の計画案の調整の場も必要となる。そのため、従来の「水銀に関する水俣条約の締結に向けた関係府省連絡会議」を改組し、「水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

2 構成

(1) 構成

連絡会議の構成員は、国内実施法の主務大臣関係府省庁及び条約の実施を所管する省の主管部局長級とし、別表のとおりとする。なお、構成員は所属する府省庁を代表するものとし、構成員の所属する行政機関の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。

(2) 共同議長

連絡会議の議長は、環境省総合環境政策局環境保健部長、経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）及び外務省大臣官房審議官（地球規模課題担当）が共同で務める。

(3) 事務局

連絡会議の事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課、経済産業省製造産業局化学物質管理課及び外務省国際協力局地球環境課が共同で務める。事務局は、関係府省庁の協力を得て、会合の準備、資料の作成その他連絡会議に係る事務（庶務事項含む）を執り行う。

3 幹事会

連絡会議の下に幹事会を置き、別表の関係府省庁の職員を幹事とする。幹事会は連絡会議の開催のための必要な調整のための協議等を行う。幹事は所属する府省庁を代表するものとし、幹事の所属する行政機関の職員は、必要に応じ幹事会に出席することができる。

4 その他

前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

(別表)

【連絡会議構成員】

内閣府大臣官房総括審議官
警察庁長官官房総括審議官
金融庁総務企画局総括審議官
消費者庁審議官
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房長
外務省大臣官房審議官（地球規模課題担当）
財務省大臣官房参事官
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房審議官（医薬品等産業振興、国際医療展開担当）
農林水産省大臣官房参事官
経済産業省審議官（製造産業局担当）
国土交通省大臣官房審議官
環境省総合環境政策局環境保健部長
防衛省大臣官房衛生監

【幹事会構成員】

内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房参事官（企画）
金融庁総務企画局政策課長
消費者庁消費者教育・地方協力課長
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房秘書課長
外務省国際協力局地球環境課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局環境エネルギー課長
厚生労働省医政局経済課長
農林水産省大臣官房参事官
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
国土交通省総合政策局環境政策課長
環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課長
防衛省大臣官房文書課環境対策室長